団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（別表第二十一において「ＣＰＤ認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、別表第二十一の左欄に掲げるＣＰＤ認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値をいう。）の合計数を、技術者の数（付録第三において「技術者数」という。）で除した数値

ロ　（略）

㈥・㈦　（略）

㈧　審査基準日における国土交通省が実施する建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）の宣言の有無（自主宣言制度において、元請事業者又は下請事業者の立場で宣言を行っているか否かをいう。）

２～６　（略）

７　審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車、同項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第七第四号に掲げる締固め用機械及び同表第六号に掲げる解体用機械の合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

８　（略）

第二　審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

四　その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準

１　次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

㈠　第一の四の１の㈠から㈢までに掲げる建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、付録第二に定める算式によって算出した点数を求めること。

㈡　次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ　第一の四の１の㈣のイに掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

ロ　第一の四の１の㈣のロに掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈢　第一の四の１の㈤に掲げる知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、付録第三に定める算式によって算出した数値が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（別表第二十において「ＣＰＤ認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、別表第二十の左欄に掲げるＣＰＤ認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値をいう。）の合計数を、技術者の数（付録第三において「技術者数」という。）で除した数値

ロ　（略）

㈨・㈩　（略）

（新設）

２～６　（略）

７　審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第七第四号に掲げる締固め用機械及び同表第六号に掲げる解体用機械の合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

８　（略）

第二　審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

四　その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準

１　次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

㈠　第一の四の１の㈠から㈥までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、付録第二に定める算式によって算出した点数を求めること。

㈡　次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ　第一の四の１の㈦のイに掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

ロ　第一の四の１の㈦のロに掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈢　第一の四の１の㈧に掲げる知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、付録第三に定める算式によって算出した数値が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。